

令和 8 年度

柏原林道柏原支線改良工事外 1

特 記 仕 様 書

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、森林整備保全事業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）、森林保全事業工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）を補足する事項を示すものであり、標準仕様書及び共通特記仕様書に優先する。

また、林業専用道に係る工事の施工に当たっては、森林整備保全事業施工管理基準により施工管理を行うものとする。

第2条 三者会議

本工事は、施工者から三者会議の開催を要請された場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断する場合を除き、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的に、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議を開催するものとする。開催にあたっては、施工者は、発注者と協議するものとする。

三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領」(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/100319-1.html>)によるものとする。

第3条 週休2日の取組

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、現場閉所による月単位の週休2日は必須とし、さらに完全週休2日（土日）に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事であり、その実施に当たっては次のものとする。

- 1 受注者は、完全週休2日（土日）に取り組む希望がある場合、工事着手前に監督職員と協議し、速やかに協議報告書を取り交わすとともに、施工計画書にその旨を反映させるものとする。
- 2 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

(1) 現場閉所による週休2日

ア 完全週休2日（土日）

対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

イ 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%の水準の状態とみなす。

ウ 通期の週休2日

対象期間内において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

- (2) 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事

では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事契約後、完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

- (3) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいい、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。）第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。
- (5) 工事完了とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(15)に規定する「工事完了」をいう。

- 3 本工事では、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数（以下「週休2日補正係数」という。）のうち完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数のうち完全週休2日（土日）を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数のうち完全週休2日（土日）を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が完全週休2日（土日）でない場合又は、完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

ただし、現場閉所の達成状況が月単位の週休2日に満たないものについては、週休2日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更することとする。

表1

現場閉所の状況	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労務単価	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

※ 見積りによる単価等のうち労務単価が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表2

名称	区分	完全週休2日（土日）	月単位
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00

	撤去	1. 02	1. 02
	設置	1. 00	1. 00
道路標識設置工	撤去・移設	1. 01	1. 01
	設置	1. 01	1. 01
道路付属物設置工	撤去	1. 02	1. 02
法面工		1. 01	1. 01
吹付砕工		1. 01	1. 01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 01	1. 01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 01	1. 01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 02	1. 02

表 3

名称	区分	完全週休 2 日 (土日)	月単位
区画線工		1. 02	1. 02
排水構造物工		1. 02	1. 02
コンクリートブロック積工		1. 02	1. 02
構造物取りこわし工	機械	1. 01	1. 01
	人力	1. 02	1. 02
橋梁塗装工		1. 01	1. 01
塗膜除去工		1. 02	1. 02
道路反射鏡設置工	設置	1. 00	1. 00
	撤去	1. 02	1. 02
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1. 02	1. 02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1. 02	1. 02

- 4 週休 2 日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日等取得実績調書（別紙 1）を作成し、月 1 回程度を目安に監督職員へ提示する。なお、受注者の独自の様式等の使用を妨げるものではない。
- 5 森林土木工事における週休 2 日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休 2 日促進試行工事」である旨を掲示する。
- 6 週休 2 日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況（月単位の週休 2 日以上）に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- 7 工事完成後、月単位の週休 2 日以上現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休 2 日の取組実績証明書（別紙 3）を発行する。

第 4 条 ICT 活用工事について

本事業における ICT 活用工事は「受注者希望方」とし、実施等にあつては別紙及び下記によるものとする

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html

ICT 活用工事の対象工事については、以下の（１）～（９）とする。

- （１）土工
- （２）付帯構造物設置工
- （３）法面工
- （４）作業土工（床掘）

- (5) 舗装工
- (6) 土工 1,000m³ 未満
- (7) 小規模土工
- (8) 擁壁工
- (9) 治山ダム工

第5条 情報共有システムの取り組みについて

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

第6条 遠隔臨場の取り組みについて

本工事は、情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図る遠隔臨場試行対象工事である。

第7条 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取り組むものとする。

- ・ウィークリースタンス実施要領

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/attach/pdf/100319-1-21.pdf>

第8条 建設発生土の搬出先

本工事による建設発生土の搬出は計画していない。

第9条 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の費用について

- 1 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに、省人化建設機械（チルトローテータ）を用いて施工を行う工種について発注者と協議を行い、協議が整った場合は設計変更の対象とし、森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事積算要領により計上することとする。
- 2 施工実態調査等を実施する場合は、これに協力すること。

第10条 現場事務所等への木材利用

- 1 現場事務所等への木材利用は、受注者が任意で実施するものとする。
- 2 現場事務所等への木材利用とは、以下のとおりである。なお、構造・仕様は問わない。
 - (1) 壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用している現場事務所。ただし、内壁、天井、床に合板を使用したプレハブ現場事務所は含まない。
 - (2) 現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠しとして、現場事務所の正面1面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。
- 3 使用する木材は、合法性・持続性の証明された木材を原則使用するものとする。
- 4 現場事務所等への木材利用に係るすべて費用は、現場環境改善費の率計上に含まれる。
 - (1) 現場環境改善費の営繕関係の実施する内容（率計上分）に「現場事務所等への木材利用」を追加するものとする。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	(略)
安全関係	(略)
営繕関係	(略) ・現場事務所等への木材利用
地域連携	(略)

- (2) 現場事務所等への木材利用として工事施工箇所の地域材を使用した場合は、地域連携の実施する内容（率計上分）の「社会貢献」として実施したことを認める。

第 11 条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

共通特記仕様書第 13 条に記載のある各種資材について下表のとおりとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
切込碎石	0-40mm	福島S地区 福島T2地区

第 12 条 支給材料及び貸与品について

契約書第 15 第 1 項に示す工事材料等は下表のとおり。

支 給 材 料 等 調 書						
この工事の支給材料・貸与品の品質・規格等は、次のとおりとする。						
支給材料・貸与品						
品 目	品質・規格	数 量	単 位	支給時期	支給場所	備 考
GM サーベメーター	TSG-146B (本体) GP-1029 (検出器) アロカ(株)	1	台	速やかに	磐城森林管理署	貸与品

第 13 条 避難指示区域内で工事を行う場合の積算基準

本工事は「避難指示区域内で工事・測量調査を行う場合等の積算基準（令和 2 年 4 月 1 日以降に起工するものから適用）」（以下、「避難指示区域内積算基準」という）により、労務単価（直接人件費又は賃金）の補正を行う工事である。

労務単価（直接人件費又は賃金）については、本工事の契約期間中に避難指示区域の再編、又は「福島県職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 13 年 12 月 15 日人事委員会規則第 18 号）」の改正が行われた場合は、変更の対象とする。

なお、現場での実作業時間については下記のとおりとするが、変更が生じた場合及び積算計上と現場作業に乖離のある場合は受発注者間で協議を行うものとする。

本工事での実作業時間：8 時間（標準作業時間）

※実作業時間：現場での拘束時間から休憩時間等を差し引いた実際に作業できる時間をいう。

1. 特殊勤務費

帰還困難区域及び居住制限区域内で作業を行う場合は、特殊勤務費として、「福島県職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 13 年 12 月 15 日人事委員会規則第 18 号）」に定める手当（費用）を労務単価、直接人件費及び賃金（以下「労務単価等」という。）に加える。

なお、帰還困難区域における屋外作業の特殊勤務費は、6,600 円（3,960 円※）とする。

※（ ）書きは、屋外作業に従事した時間が 1 日について 4 時間に満たない場合（100 分の 60 を乗じて得た額）

2. 時間的制約を受ける作業の労務単価等の補正割増し

補正の有無：無

※現場での実作業時間に合わせ、必要に応じて変更する。

3. その他積算基準については下記公表に準ずる。

福島県ホームページ 工事等における労働者の放射線障害防止について

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/housyasensyougai-bousi.html>

実績変更対象費に関する実施計画書

費用		費用	内容	計上額
共 通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫又は材料保管場所等の敷地借上げに要する地代若しくはこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館又はホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む。）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料及び燃料費等を含む。）	
	小計			
	現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助及び交通費	
小計				
合計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費用		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、 労働者宿舎、倉庫又は 材料保管場所等の敷 地借上げに要する地 代若しくはこれらの 建物を建築する代わ りに貸しビル、マンシ ョン、民家等を長期借 上げする場合に要す る費用			
		宿泊費	労働者が、旅館又はホ テル等に宿泊する場 合に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバ ス等で日々当該現場 に送迎輸送（水上輸送 を含む。）をするため に要する費用（運転手 賃金、車両損料及び燃 料費等を含む。）			
	小計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手当、帰 省旅費及び帰省手当			
		賃金以 外の食 事、通 勤等に 要する 費用	労働者の食事補助及 び交通費			
	小計					
合計						

別紙 1

- ・ 休工日（休）の合計が、現場閉所日数となる。…①
- ・ 作業日（■）と休工日（休）の合計が、対象期間日数となる。…②
- ・ 右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
- ・ 現場閉所率は、正確には、

$$\frac{4 \text{ 週 } 8 \text{ 休以上} : 8 \text{ 日} \times 28 \text{ 日} = 28.571 \dots \% \text{以上}}{\text{のこ}} \text{ のこと}$$

○ 休日等取得実績調書

工事件名：○○工事

別紙2

令和○年 ○月			備考																														
工程	現場事務所の設 置、資材の搬入	計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		実績	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	仮設工	計画																															
	土工	計画																															
		実績																															
	法面工	計画																															
		実績																															
			計画																														
			実績																														
			計画																														
		実績																															
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														
			実績																														

※休日数割合とは、休日を休日と作業日の和で除した割合をいう。

凡例：○：休日、●：振替休日、作：作業日、振作：振替作業日

番 号
年 月 日

(契約の相手方)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

分任支出負担行為担当官

磐城森林管理署長 佐藤 智一

〇〇工事の請負施行について

(完成検査合格通知及び週休 2 日の取組実績証明書)

月 日完成検査を実施した結果、合格と認めるので請負契約約款第 32 条 2 項により通知します。

また、週休 2 日の取組状況を確認した結果、月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所（休日確保）を達成したことを通知します。

記

1 工 期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

2 週休 2 日の取組結果

月単位の現場閉所（休日確保）日数の割合 28.5%（8 日/28 日）以上を達成